



SMTB年金ニュース



(平成24年7月27日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金に関する当面の対応 有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直し (パブリックコメント手続きの開始)

本日(平成24年7月27日)、標題に係る省令・通知の改正につき、パブリックコメント手続き(*)が開始され、8月10日までの間、改正案に対する意見募集が行われております。意見募集期間は1か月程度で設定されることが通常ですが、厚生年金基金の平成23年度決算に関するものが含まれ緊急性を要することから、期間は2週間とされており、8月下旬までには省令・通知改正を実施する必要がありますとされています。

(*) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=0>

また、今回の内容は主に厚生年金基金の平成23年度決算早期報告結果を踏まえて行う当面の対応であり、制度の在り方等については、厚生労働省においてさらに検討していくことを確認しております。

I. 改正の趣旨

平成24年7月6日に取りまとめられた「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」の報告書を踏まえ、AIJ被害基金における決算の取扱いの明確化と当面の措置を講じるとともに、企業年金制度のより安定的な財政運営の実現を目的とし、予定利率の引下げの促進及び給付減額の手続きの明確化・簡素化を図るため、見直しを行うもの。

II. 発出される通知および改正対象の省令・通知等

■厚生年金基金

- ① 『AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における財政運営についての特例的扱い等および「厚生年金基金における財政運営について」等の一部改正について』
- ② 『厚生年金基金の設立認可について』 (昭和41年9月27日年発第363号)
- ③ 『厚生年金基金の設立要件について』 (平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)
- ④ 『厚生年金基金の財政運営について』 (平成8年6月27日年発第3321号)

■確定給付企業年金

- ⑤ 確定給付企業年金施行規則 (平成14年厚生労働省令第22号第5条・6条・12条・46条)
- ⑥ 『確定給付企業年金制度について』 (平成14年3月29日年発第0329008号)
- ⑦ 『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』 (平成14年3月29日年発第0329003号・年運発第0329002号)

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

Ⅲ. 改正案の概要

1. AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いについて（対象：厚生年金基金）

省令・通知	概要						
①	AIJ 投資顧問への投資残高の確定時期により、以下のよう に 取扱うこと。 <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>投資残高の確定時期</th><th>決算における取扱い</th></tr></thead><tbody><tr><td>9 月末日（決算提出期限）まで</td><td>平成 23 年度決算に計上（※1）</td></tr><tr><td>10 月 1 日以降</td><td>平成 23 年度決算は全額損失したものとして計上し、平成 24 年度以降の確定した年度の決算で収入として計上（※2）</td></tr></tbody></table> <p>（※1）決算手続き上の理由により、平成 23 年度決算においては全損したものとし、平成 24 年度決算において収入として計上することも可。</p> <p>（※2）平成 23 年度における全損した額は費用勘定の「運用損失」中「信託資産に係る当期運用損失」として計上し、投資残高が確定した年度において、収益勘定の「特別収入」中「雑収入」として計上すること。</p>	投資残高の確定時期	決算における取扱い	9 月末日（決算提出期限）まで	平成 23 年度決算に計上（※1）	10 月 1 日以降	平成 23 年度決算は全額損失した もの として計上し、平成 24 年度以降の確定した年度の決算で収入として計上（※2）
投資残高の確定時期	決算における取扱い						
9 月末日（決算提出期限）まで	平成 23 年度決算に計上（※1）						
10 月 1 日以降	平成 23 年度決算は全額損失した もの として計上し、平成 24 年度以降の確定した年度の決算で収入として計上（※2）						

⇒平成 24 年 3 月 30 日付の事務連絡により、既に確定している内容です。（確定給付企業年金も同様）

2. AIJ 投資顧問への投資による損失額への掛金対応について（対象：厚生年金基金）

省令・通知	概要
①	平成 23 年度決算における積立不足のうち、AIJ 投資顧問への投資による損失額に係る積立不足の償却期間を、最大 20 年から最大 30 年に延長する。また、段階引上げ償却を用いる場合の段階引上げ期間を最大 5 年から最大 10 年に延長することにより、急激な掛金引上げを抑制する。

⇒当該特例措置は、確定給付企業年金は対象外とされています。

3. 有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

（対象：厚生年金基金および確定給付企業年金）

（1）予定利率の引下げを促進する措置

省令・通知	概要
①④⑤⑦	予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却期間は、最大 20 年から最大 30 年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。

（2）給付減額の手続の明確化・簡素化

省令・通知	概要
①②⑤	A. 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、該当基準を明確化する。
①②③⑥	B. 受給者減額時に希望する受給者に対して支給する一時金について、現行の額（最低積立基準額）に加えて複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。
③⑥	C. 減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価及び各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

Ⅳ. 施行期日

- Ⅲ. 1 … 平成 23 年度決算及び財政検証から適用
- Ⅲ. 2・3 … 公布日（発出日）から適用

V. 改正案の詳細等（給付減額の手続の明確化・簡素化について）

A. 給付減額基準の理由要件について

以下のとおり、母体企業の経営状況に係る減額基準が一本化されています。

■厚生年金基金

現行要件	改正後要件（案）
労働協約等の変更に基づき給付設計を変更する場合	（同左）
基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合（連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が悪化している場合）	【一本化】 直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむをえないと認められる場合（※）
設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合	
合併、権利義務承継又は法令改正に伴って給付設計を変更することがやむを得ないと認められる場合	（同左）
確定拠出年金へ一部移行する場合	（同左）

■確定給付企業年金

現行要件	改正後要件（案）
労働協約等の変更に基づき給付設計を変更する場合	（同左）
実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ない場合	【一本化】 直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過しており、かつ、実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむをえない場合（※）
設立時又は直近の給付水準の変更時から原則として5年が経過しており、かつ、給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ない場合	
合併、統合又は権利義務承継に伴って給付設計を変更することがやむを得ないと認められる場合	（同左）
確定拠出年金へ一部移行する場合	（同左）

（※）次のアからウのいずれかに該当する場合には、当該要件に該当するものとして取り扱うこと。

ア 過去5年間程度のうち過半数の期において、事業主の当期純利益がマイナス又はその見込み

イ 減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上

ウ 複数の事業主で企業年金を実施している場合は、アに該当する事業主が全事業主の概ね5割以上又はイに該当する事業主が全事業主の概ね2割以上

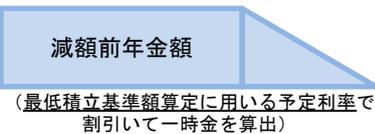
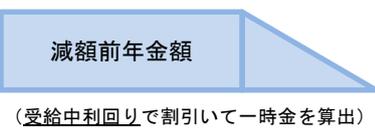
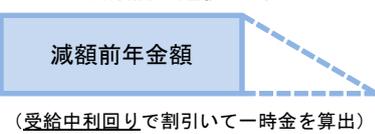
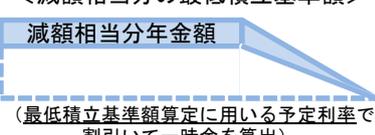
一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主をひとつの事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができる。

B. 受給者減額時の希望者に対して支給する一時金の選択肢の拡大について

受給者減額時には、希望者に対して給付水準の引き下げがないものとして算定した最低積立基準額に相当する額が確保される措置を講じる必要があるとされており、下図の選択肢①-2および①-3が新たに例示されています。ただし、あくまで選択肢の追加であるため、選択肢①-2や①-3だけを設ければよいということではなく、選択肢①-1（減額前の最低積立基準額を支給）は必須の選択肢として設ける必要があるものと考えられます。

なお、受給者減額の対象者の全部（連絡が取れない受給権者等を除外することは不可）が給付の額の減額に係る規約の変更に参加している場合は、希望者に対して一時金を支給する措置は不要とされています。

・一時金の選択肢パターン（例示）

		一時金支給額	一時金支給後の年金額
【選択肢①】 減額前の年金額に代えて全額一時金支給	選択肢①-1 (必須選択肢)	<減額前の最低積立基準額>  減額前年金額 <small>(最低積立基準額算定に用いる予定利率で 割引いて一時金を算出)</small>	(なし)
	選択肢①-2 (追加案)	<減額前の一時金相当額>  減額前年金額 <small>(受給中利回りで割引いて一時金を算出)</small>	(なし)
	選択肢①-3 (追加案)	<減額前の選択一時金>  減額前年金額 <small>(受給中利回りで割引いて一時金を算出)</small>	(なし)
【選択肢②】 減額相当分を一時金支給し、 減額後の年金額を支給		<減額相当分の最低積立基準額>  減額相当分年金額 <small>(最低積立基準額算定に用いる予定利率で 割引いて一時金を算出)</small>	<減額後の年金額>  減額後年金額

C. 減額を選択肢を追加する規約変更について

従来より給付減額の手続きを踏んだ上で同意した者のみ給付減額を実施することは可能でした。今回の内容により、減額となる新たな給付を選択肢として追加する場合は、給付減額として手続きすることなく、規約変更することが可能となります。

これは、給付の選択肢を追加しても、（より給付の大きい）従来の給付に基づき債務計算を行うこととなるため、減額基準判定に用いられる給付現価や最低積立基準額が減少しないと整理できるためです。

具体的には、以下のような規約変更は給付減額として取り扱わないことが明確化されたものと考えられます。

- ✓ 年金給付形態が保証終身年金の制度で、年金額が同額の確定年金の選択肢を追加
- ✓ 老齢給付金が60歳支給開始の制度において、年金額を同額のまま65歳まで老齢給付金の支給を繰下げることができる選択肢を追加

以上